

井原市観光パンフレット制作業務委託 企画提案募集要領

1. 目的

井原市観光パンフレット制作業務を委託する事業者の選定にあたり、事業の公平かつ適正な実施のため、プロポーザルによるものとし、業務執行体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容などを総合的に審査・評価を行い、当該事業に適した事業者を選定する。

この要領は、そのための募集及び選定に必要な事項を定めるものである。

2. 企画提案に係る業務委託の概要

- (1) 委託件名 井原市観光パンフレット制作業務委託
- (2) 委託内容 別紙「井原市観光パンフレット制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和7年1月31日とする。
- (4) 納品場所 井原市地場産業振興センター2階
井原市観光協会事務局（井原市観光交流課内）
岡山県井原市七日市町10番地
- (5) 委託料上限額 2,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 担当部署

- 井原市観光協会事務局（井原市役所 建設経済部 観光交流課内）
住所：岡山県井原市七日市町10番地
担当：草地（くさち）
電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853
e-mail：kankokouryu@city.ibara.lg.jp

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的とした者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者であること。

5. 仕様書に関する説明会

仕様書に関する説明会は行わないものとし、質問等については質問書（様式第8号）でのみ、6月17日（月）午後2時までに電子メールにより受け付けます。

なお、回答は6月18日（火）午後5時までに回答書によりすべての参加業者に対して行います。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月21日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
井原市地場産業振興センター2F
井原市観光協会事務局(井原市役所 建設経済部 観光交流課内)
- (4) 提出書類 参加表明書(様式第1号)
- (5) その他 不参加の場合も必ず参加表明書(様式第1号)の提出をお願いします。また、提出期限までに提出されない場合は棄権されたものとみなします。
なお、不参加の場合でも、貴社が不利益な取り扱いを受けることはありません。

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月1日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
井原市地場産業振興センター2F
井原市観光協会事務局(井原市役所 建設経済部 観光交流課内)
- (4) 提出部数 6部(正1部 副5部)
- (5) その他 辞退される場合も必ず企画提案辞退届(様式第9号)の提出をお願いします。また、提出期限までに提出されない場合は棄権されたものとみなします。
なお、辞退された場合でも、貴社が不利益な取り扱いを受けることはありません。

8. 企画提案書の構成

企画提案書の構成については、別に定める「井原市観光パンフレット制作業務委託に関する企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

9. 質疑及び回答

- (1) 質疑
本件に関し質問がある場合は、次により「質問書(様式第8号)」を提出するものとする。
 - 1) 受付期間 令和6年6月17日(月)午後2時まで
 - 2) 提出方法 e-mail : kankokouryu@city.ibara.lg.jp
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。
 - 3) 提出先 井原市観光協会事務局(井原市役所 建設経済部 観光交流課内)

(2) 回答

1) 回答内容

受付期間までに提出のあった質問に対し、随時回答します。この時、参加要請各社からの質問及び質問に対する回答の全てを参加要請全社に対し、一様に開示します。

ただし、質問の内容等によってプロポーザル方式による業務受託業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがあります。

なお、質疑の回答をもって企画提案募集要領等の追加または修正とみなします。

2) 回答方法

FAX・提出先窓口での公開

3) 回答日

令和6年6月18日（火）午後5時まで

10. 業者選定

選定委員会において、業務執行体制、経験実績、見積価格の適正さ、企画提案内容などを総合的に審査・評価を行い、最高得点者を選定提案者として選定する。

なお、選定委員会は、別表の「井原市観光パンフレット制作業務委託評価基準」に沿い企画提案書の審査を行う（書類審査）。

11. 選定提案者等への結果通知

選定提案者に対しては、協会から選定された旨を、また選定されなかった提案者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

12. 契約

選定委員会の審査により選定された選定提案者は、企画提案書の提案内容を基に当協会と協議し、業務内容を確定したうえで、「井原市観光パンフレット制作業務委託」の契約を締結するものとする。

13. 業者選定スケジュール

令和6年 6月初旬	企画提案実施に係る通知発送	
令和6年 6月17日（月）	質問受付期日	午後 2時まで
令和6年 6月18日（火）	質問回答日	午後 5時まで
令和6年 6月21日（金）	参加表明書提出期限	午後 5時まで
令和6年 7月 1日（月）	企画提案書提出期限	午後 5時まで
令和6年 7月初旬	書類審査	
令和6年 7月初～中旬	業者選定・結果通知・選定業者との契約締結	

14. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (3) 提出した企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、井原市観光協会の了解を得なければならない。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (6) 参加表明及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - 1) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明及び企画提案書
 - 2) 本実施要領に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しない企画提案書
 - 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - 4) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - 5) 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
- (7) 本プロポーザルは、パンフレット制作に対する発想、対応姿勢等、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の策定段階においては、提案されたアイデアを尊重することとするが、変更等を行うことがある。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申し立てをすることができないものとする。
- (9) 提出された企画提案書は参加者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、保存等を行う。